



人事・労務に役立つ NEWS

B's 事務所通信

発行：社会保険労務士法人びいづろうむ

〒466-0023 名古屋市昭和区石仏町1丁目33

TEL 052-753-4866 FAX 052-753-4867 e-mail info@b-z.jp 通巻 No.189

12

2025

重要

2025年12月2日以降、 従来の健康保険証はお使いいただけなくなります（協会けんぽ）

協会けんぽ（全国健康保険協会）では、「2025年12月2日以降、従来の健康保険証はお使いいただけなくなります」などとして、健康保険証（被保険者証）が使えなくなることについて、周知を図っています。

----- 協会けんぽからのお知らせ／使用できなくなった健康保険証の取り扱いも案内 -----

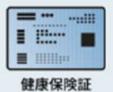
2025年12月2日以降、

従来の健康保険証はお使いいただけなくなります。



2025年12月1日以前

どちらも使える期間



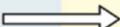
健康保険証



マイナ保険証

2025

12 / 2



2025年12月2日以降

マイナ保険証に一本化！



マイナ保険証

※機器の準備が整った医療機関では、スマートフォンをマイナ保険証としてご利用いただけます。
※「資格確認書」をお持ちの場合、「資格確認書」でも受診できます。

□ 使用できなくなった健康保険証については、ご自身で廃棄してください！

〈補足〉厚生労働省では、切替えに伴う混乱を避けるため、期限切れの健康保険証を持参した場合でも、資格情報が確認できれば、来年3月末までは、保険診療を受けられる特例措置を講ずることを、医療関係団体に周知しています。

★もし、従業員から期限切れの健康保険証の取り扱いについて相談を受けた場合は、**本人および家族のマイナ保険証または資格確認書をすでに所持していることを確認した上で、期限切れの健康保険証は廃棄するよう**に案内しましょう。

② 健康保険組合にご加入の事業所におかれましては、ご加入の健康保険組合にご確認ください。

要確認

高市総理が政権発足後初めてとなる所信表明演説

令和7年10月21日、石破内閣が総辞職し、新たに高市内閣が発足しました。同月24日には、高市総理が、政権発足後初めてとなる所信表明演説を行いました。企業実務や社会保障に着目すると、演説の中で、次のような方針が表明されたことが気になるところです。

● 物価高対策について

- 物価上昇を上回る賃上げが必要だが、それを事業者に丸投げしてしまっては、事業者の経営が苦しくなるだけ。継続的に賃上げできる環境を整えることこそが、政府の役割である。
- いわゆる103万円の壁については、基礎控除を物価に連動した形で更に引き上げる税制措置について、真摯に議論を進める。
- そして、税・社会保険料負担で苦しむ中・低所得者の負担を軽減し、所得に応じて手取りが増えるようにしなければならない。早期に給付付き税額控除の制度設計に着手する。

スポットワーク直前キャンセルをめぐる訴訟と厚生労働省のリーフレット

いわゆるスポットワークには企業による直前キャンセルの問題がありましたが、それが司法の場で争われることになりました。飲食店で働くはずだった大学生が、店側のキャンセルに対して賃金を求めて提訴したのです。

◆経緯

川崎市の大学生の男性が提訴して請求した賃金額は1万4,000円でした。男性は5月にスポットワーク最大手のタイミーを通じて東京の飲食店で働く予定でしたが、その前日にスマホでキャンセルの通知を受け取りました。1年ほど前からスポットワークを開始し、毎回異なる飲食店で働いてきた男性にとってキャンセルは初めて。お金を貯めようとしていた男性は別の仕事を探したもの、自宅から通いやすいなどの仕事は見つかりませんでした。それ以降も別の仕事先で直前キャンセルが3件続いた男性は、提訴に踏み切りました。

◆双方の主張

男性の原告側は、「マッチング時点で労働契約が成立したとするのが実態に即して合理的だ」などと主張。タイミーが「労働契約は出勤時にQRコードを読み込むことにより締結される」としていることについて、原告側は意図的に休業手当を支払わずにでき、労働基準法に違反するとして、賃金の支払いを求めていました。被告である飲食店の経営者は、マッチング時に労働契約が結ばれるという認識はなかったとしています。

◆厚生労働省のリーフレット

スポットワークをめぐっては、7月に厚生労働省が「別途特段の合意がなければ、事業主が掲載した求人にスポットワーカーが応募した時点で労使双方の合意があったものとして労働契約が成立する」との留意点を示したリーフレットを出しました。これを受けて、主要なアプリ事業者は9月に規約を見直しました。

今後、スポットワークのビジネスモデルに影響が出るともいわれている裁判の行方が注目されます。

【厚生労働省「いわゆる「スポットワーク」の留意事項等】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59321.html

「令和7年版 過労死等防止対策白書」が公表されました

◆過労死等防止対策白書とは

厚生労働省は、「令和7年版 過労死等防止対策白書」を公表しました。過労死等の現状や政府の取組みを毎年報告するもので、今年で10回目となります。

今回の白書では、過労死等の労災請求件数や労災支給決定（認定）件数に関する傾向の分析に加え、重点業種（自動車運転従事者、教職員、IT産業、外食産業、医療、建設業、メディア業界、芸術・芸能分野）の労災認定状況、外食産業における労働者アンケートの結果等を報告しています。

◆過労死等の労災請求件数の推移

白書によると、令和6年度の民間雇用労働者の精神障害による労災認定件数は1,055件で過去最多水準です。また、脳・心臓疾患での認定も増加傾向にあります。精神障害事案の決定件数を、要因となった出来事の類型別に見ると、「対人関係」が1,519件であり、他に比べて非常に多くなっています（次点が「仕事の量、質」の519件）。内訳では「上司とのトラブル」が6割以上を占めています。

重点業種のうち、精神障害事案の3年ごとの平均数が多くなったのは、「医療」「建設業」「自動車運転従事者」です。発病に関与したと考えられる出来事は、業種等ごとに異なる傾向が見られ、例えば建設業では「（重度の）病気やケガ」が高い水準です。

◆ストレスや悩みの元に届く対策を

今回の白書からは、労働者が抱くストレスの傾向が読み取れます。第2章では対策も豊富に取り上げられており、参考になります。大切な従業員を守るために、ストレスや悩みの元に届く対策を検討していきましょう。

【厚生労働省「「令和7年版 過労死等防止対策白書」を公表します】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_65250.html

フリーランス法施行から1年 違反行為に対する指導の現状

◆違反行為は445件

フリーランス・事業者間取引適正化等法（以下「フリーランス法」という）が施行され、11月1日で1年となり、同法の所管省庁である公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省は、3万社の発注事業者を対象に行ったフリーランスとの取引に関する調査（令和6年11月～令和7年9月）の結果を公表しました。

これによると、公正取引委員会は、フリーランス法違反行為による4件の「勧告」と441件の「指導」を行いました。勧告は、大手出版社や音楽教室などに対し、同法3条1項（取引条件の明示義務）および4条5項（期日における報酬支払義務）、5条2項1号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）の規定に違反する事実について行われました。

また、同委員会は、今年3月にゲームソフトウェア業、アニメーション制作業、リラクゼーション業などの事業者に集中的に調査を行い、45社に対して契約書や発注書の記載、発注方法、支払期日の定め方等の是正を求める指導を行いました。

◆ハラスメント対策や募集の際にも注意が必要

都道府県の労働局によると、ハラスメント対策に係る体制整備義務（フリーランス法14条）と募集情報の的確表示義務（同法14条）の違反に関する指導等が多くなっています。

発注事業者は、ハラスメントによりフリーランスの就業環境を害しないよう相談対応のための体制整備などの措置を講じなければなりません。

また、広告等によりフリーランスを募集する際は、その情報について、虚偽の表示または誤解を生じさせる表示をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければなりません。

フリーランスに業務を委託する際には、フリーランス法で規制されている項目についてあらためて確認する必要があります。

【公正取引委員会「令和7年11月5日付け 事務総長定例会見記録】

<https://www.jftc.go.jp/houdou/teirei/2025/251105.html>

【厚生労働省「フリーランス・事業者間取引適正化等法施行から1年を迎える！」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/bunya/freelance_00006.html

「地域若者サポートステーション」 特設サイトがリニューアルされました

働く一歩を踏み出したい若者の就労を支援する「地域若者サポートステーション（サポステ）」の特設サイトがリニューアルされました。

◆地域若者サポートステーションとは

15歳から49歳までの様々な事情を抱える若年無業者を対象に、働くことへの悩み相談から職場定着等までサポートする厚生労働省委託の支援機関です。令和6年度のデータによると、サポステは全国179カ所にあり、総利用件数はのべ49.5万件、就職率は73.7%となっています。面接や履歴書の指導を行う就活セミナーのほか、就職に必要な基礎能力を鍛えるための講座などの各種支援や、就職後の相談を通じた定着・ステップアップ支援も行っています。

複数の専門家との面談等を通じて利用者の特性に踏まえてサポート内容を決定し、若者の職業的自立を継続的に支援することを目的としています。

◆企業協力とそのメリット

サポステでは各種機関・団体と連携して利用者の職場見学や職業体験を行っており、職業体験を行うにあたり、受け入れ企業を募集しています。サポステのスタッフと連携し、企業の求人ニーズ等も踏まえた体験内容を策定でき、利用者の特性や配慮点についての情報を事前に知ったうえで職業体験の受け入れを行えるため、ミスマッチの少ない雇用機会に繋げることができます。近隣のサポステに電話することで問い合わせることができます。

人手不足や早期退職が大きな課題として挙げられる昨今において、公的な支援機関と連携し、企業と労働者の両方が実際の就労状況を確認したうえで雇用に繋げができる機会の活用は、有効な一手となりえるでしょう。

【厚生労働省「サポステ」特設サイト】

<https://saposute-net.mhlw.go.jp>

(最初のページからの続き)

● 健康医療安全保障について

- 人口減少・少子高齢化を乗り切るために、社会保障制度における給付と負担の在り方について、国民的議論が必要。超党派かつ有識者も交えた国民会議を設置し、給付付き税額控除の制(審議を含めた統合)社会保障の一体改革について議論していく。

● 地方と暮らしを守る／人口政策・外国人対策について

- 排外主義とは一線を画すが、一部の外国人による違法行為やルールからの逸脱には、政府として毅然と対応する。政府の司令塔機能を強化し、既存のルールの遵守を求める。

★所信表明演説では、新たな政権が目指す重点政策や基本姿勢が示されていますので、全文を一読しておくとよいかもしれません。なお、所信表明演説では触れられませんでしたが、高市総理が厚生労働大臣に対し、「心身の健康維持と従業者の選択を前提にした労働時間規制の緩和の検討を行うこと、働き方改革を推進するとともに、多様な働き方を踏まえたルール整備を図ること」を指示したことでも話題になっています。この件についても、動向に注目です。

要チェック

「賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト」をオープン(経産省・中小企業庁)

中小企業庁は、中小企業・小規模事業者による賃上げ・最低賃金引き上げへの対応を応援するため、令和7年10月30に「賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト」を立ち上げました。このサイトの特徴は、賃上げの実現に向けた具体的な方法（次の3つのステップ）が示されている点です。

..... 賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト／賃上げの実現に向けた具体的な方法

STEP 1 賃上げに必要な人件費の増加分を知る

→「人件費増加額シミュレーション」が用意されています。

STEP 2 商品・サービス別、顧客別の「利益」を計算し、「伸ばすべき」商品・サービスを検討する

→企業収益を可視化・分析できるツール「儲かる経営 キヅク君」のリンクが示されています。このツールは（独）中小企業基盤整備機構が登録不要・無料で提供しています。

STEP 3 賃上げ原資の確保に向けて対策を考える

→具体的な課題（「価格交渉・価格転嫁」「売上拡大・生産性向上」「IT活用・省力化」「経営改善・事業再生」「事業承継」）について、それぞれ漫画による進め方のコツ、具体的な事例、相談窓口、関連する補助金などの施策が明記されています。

例：「価格交渉・価格転嫁」についての漫画



★このサイトでは、関連する補助金や相談窓口などの支援策を示すとともに、今後も最新情報を提供していくこととしています。世間の動きを踏まえると、賃上げは必ず実行しなければならない課題といえます。このサイトにそのヒントがあるかもしれませんので、チェックしてみてはいかがでしょうか。

パソコンやスマホで「最低賃金対応支援特設」と検索していただくとすぐに出てきますので、是非ご覧ください。



12/1	●職場のハラスメント撲滅月間(～12/31)
12/10	●11月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
2026/1/5	●11月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ●10月決算法人の確定申告と納税・2026年4月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)



◆あとがき◆今年もあと1ヶ月となりました。インフルエンザの変異株「サブクレード K」が猛威を振るっているとのことで、手洗い、マスク、換気など、社内でも集団感染しないように気をつけたいですね。当事務所の年末年始の休業は12月30日(火)から1月4日(日)となります。休業中は何かとご不便をおかけいたしますが、よろしくお願ひ申し上げます。